

茨木市不当要求行為等防止に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、本市の事務事業に対する不当要求行為等に対し、組織的な取組を行うことにより、当該事案に適切に対処し、もって職員の安全と事務事業の円滑かつ適正な執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において不当要求行為等とは、社会常識を逸脱した手段により便宜の供与、補償その他の要求の実現を図る行為のうち、各所属のみでの対応が困難であるものをいう。

(不当要求行為等防止対策委員会の設置)

第3 不当要求行為等の防止に関する基本となるべき対策事項等を審議するため、不当要求行為等防止対策委員会（次項、第4及び第5において「委員会」という。）を設置する。

2 委員会について必要な事項は、別に定める。

(不当要求行為等の発生時の措置)

第4 職員は、不当要求行為等が発生し、又はそのおそれがあると認めたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。

2 職員から不当要求行為等に関する報告を受けた所属長は、不当要求行為等に関する報告書（別記様式）により委員会へ報告しなければならない。

3 委員会の委員長は、前項に規定する報告を受けたときは、不当要求行為等の事実関係を調査の上、対応方針等を協議する必要があると認めたときは、委員会に諮るものとする。

(不当要求行為等の公表)

第5 市長は、第4第2項の規定により委員会に報告された不当要求行為等のうち、現に不当要求行為等が発生し、又はそのおそれがあると委員会が認めたものについて、当該不当要求行為等の内容及び対応措置を公表するものとする。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 20 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から実施する。

別記様式（第4関係）

不当要求行為等に関する報告書

年 月 日 （報告先）不当要求行為等防止対策委員会委員長 報告者 課長 氏名		
		不当要求行為等について、次のとおり報告します。
発生日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分	
発生場所		
対応者	職員	部課名・職・氏名 連絡先
	職員以外	会社名・役職・氏名 連絡先
相手方	住所 氏名 職業 連絡先	
不当要求行為等の 内容		
対応措置状況		
その他		